



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*116 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則 (循環型社会推進課)

規 則

和歌山県規則第116号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則を次のように定める。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準等)

第2条 条例第5条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
- (3) リサイクル製品が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第21条に規定する指定法人を経由して循環資源の供給を受けて製造され、若しくは加工されたこと又はこれに類する方法により製造され、若しくは加工されたこと。
- (4) デザイン又は機能において独創性及び新規性があるリサイクル製品であり、かつ、当該リサイクル製品を認定リサイクル製品として認定することにより、特に県内のリサイクル製品の普及啓発に資すると認められること。

2 条例第5条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に定める安全性の基準に適合していること。
 - ア リサイクル製品に含まれる有害物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあっては、環境基本法(平成5

年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の基準に適合すること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。

ウ 申請時において既に一般に販売され、及び安全に利用されていること。

(2) 次に掲げる規格のいずれかに適合していること。

ア 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格

ウ 県が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格

エ その他識見を有する者の意見を聴いて知事が別に定める規格

(3) リサイクル製品の原材料に占める循環資源の割合が、次に掲げるいずれかの基準に適合していること。

ア 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品の認定に係る配合率基準

イ その他識見を有する者の意見を聴いて知事が定める基準

(認定の申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による認定の申請は、リサイクル製品認定申請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、知事が特に認める者については、リサイクル製品認定申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 前項のリサイクル製品認定申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、前項に規定する知事が特に定める者については、この限りでない。

(1) リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図

(2) リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類

(3) リサイクル製品の安全性及び規格が認定基準に適合することを証する書類

(4) その他知事が必要と認める資料

(通知)

第4条 条例第5条第5項の規定による申請者への通知は、リサイクル製品認定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(認定リサイクル製品の表示)

第5条 条例第6条第1項に規定する製品認定を受けた旨の表示は、「和歌山県認定リサイクル製品」の文字又は知事が別に定める図形を表示する方法により行うものとする。

(変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、リサイクル製品認定申請書記載事項変更届(別記第4号様式)により行うものとする。

(県の調達義務等の対象)

第7条 条例第10条第1項に規定する県内におけるリサイクル産業の振興に寄与する認定リサイクル製品として規則で定めるもの(以下「県産認定リサイクル製品」という。)は、次の各号に定めるいずれかの要件を充たすものとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
- (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
- (3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。

2 条例第10条第2項の規定による県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表は、和歌山県報に登載して行なう。

(身分証明書)

第8条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第5号様式による。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、同年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

申請者の事業区分
(製造 ・ 加工 ・ 販売)

リサイクル製品認定申請書

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、
次のとおり申請します。

品 目			名 称			
用 途						
製造、加工する事業場	所在地					
	名 称					
原 材 料	循環資源	県内	種 類	性 状	構 成 比	発 生 場 所
		県外				
	その他	県内				
		県外				
製造又は加工の方法						
寸 法			重 量			
年間製造量			供給可能地域			
価 格			販売開始年月日			
安全性適合状況	適・否	(試験等を行った項目)				
規格等適合状況	有・無	(規格の種類・名称・番号等)				
配合率基準適合状況	有・無	(基準名・配合率等)				
製造等に当たり遵守すべき法令等	有・無	(法令等)				
製造等の際の環境保全上の配慮						
製品の普及による県内への効果						
規則第 7 条の各号該当状況	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号 ・ 該当無し					
その他						

担当者 連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX 番号	

備考 この申請書に和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる資料のほか、次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 申請者が販売業者である場合は、認定リサイクル製品として申請することについて当該リサイクル製品を製造し、又は加工した者から承諾を得たことを示す書類
- (2) 申請するリサイクル製品の写真、説明書及び添付して提出することができる場合は、当該リサイクル製品

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

申請者の事業区分

(製造 ・ 加工 ・ 販売)

リサイクル製品認定申請書

以下の製品について、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、申請します。

品 目		名 称	
用 途			
使用循環資源			
規則第 7 条各号該当状況	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号 ・ 該当なし		
過去の認定 状況	認 定 日	年	月 日
	認 定 番 号		
その他			

担当者	氏 名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX 番号	

備考 製品に含まれる有害物質が土壌に溶出する可能性があるものその他安全性に特に留意する必要がある製品にあっては、製品の安全性を示す直近の検査結果を示す資料を添付すること。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 号

和歌山県リサイクル製品認定通知書

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 5 条第 2 項の規定により認定申請のありました下記の製品について、同条例第 5 条第 1 項の認定基準に適合する製品であると認定しましたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	
製 品 名	
製 品 の 用 途	
循 環 資 源 等	
規 則 第 7 条 各 号 に 該 当 の 有 無	有 ・ 無

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、
以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
変更・廃止の別	変 更	廃 止	
(変更の場合) 変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更(廃止)年月日	年 月 日		
変更(廃止)の理由			

担当者 連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX 番号	

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

(表面)

身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div>
<p>上記の者は、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第 12 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	和歌山県知事 印

(裏面)

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第 12 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者等に循環資源を供給する者 (以下「循環資源供給者」という。) に対し、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等若しくは循環資源供給者の事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

- 1 身分証明書の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 9.0 センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦 2.5 センチメートル、横 2.0 センチメートルとする。